

## 尼崎市閉栓未収等回収業務委託に係る質問書に対する回答

資料名	ページ	質問内容	回答
仕様書	2	9(2)業務規模等 今回委託予定の金額及び件数の内訳をご教示下さい。 ① 5年以上経過したもの ② 5年未満のもの ③ 初回依頼時にお預け頂けるもの	①5年以上経過(平成29年4月～平成29年9月)した件数は約600件、金額は約290万円です。 なお、平成10～27年度についても1,000件程度(約1,800万円)の未収金が残っており、このうちの回収困難な案件につきましても委託の対象に加えて回収をお願いする場合があります。  ②5年未満の件数は約5,200件、金額は約2,450万円です。  ③仕様書P2の10(2)のように提供します。なお、電話番号についても可能な限り情報提供します。
	4	11(6)住所地等の調査 (尼崎市への)公用請求は可能でしょうか。ご教示下さい。	本市の住民登録を調査したい場合は、尼崎市公営企業局でお調べします。
	4	11(8)ア 会議等 調整会議とは、委託者及び受託者が参加するものでしょうか。受託者も参加の場合、開催頻度はどのくらいでしょうか。	調整会議は委託者と受託者が参加しますが、必要に応じて開催することとしています。コロナ禍でもあり、できるだけ電話やメールを利用した打合せを考えていますので、必要がなければ対面で開催を行うことはありません。開催するにしても最大で年数回です。
	4	11(9)ア 報告 ご報告書類は、入金明細及び交渉履歴で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただ、入金明細については、水道料金・下水道使用料ごとに、どの年度・期をいくら徴収したか内訳がわかるように報告してください。
	5	11(9)ウ 報告 送付は月締め対応でしょうか。または、都度対応でしょうか。	至急の対応が必要でなければ月締め対応としてください。
	5	11(10)エ 業務引継等 次受託者への引継について、弁護士事務所同士で直接行わなければならないのでしょうか。	次受託者に対する引継ぎ等が全くないと業務に支障が出る可能性がある場合は必要となりますが、資料が整っている場合はこちらで対応します。